

憲 法

政権交代実現の可能性が高いと予想されていた衆議院議員総選挙にさいし、我国で有数の販売部数を誇る週刊誌Yが、野党第一党の党首で次期首相の最有力候補とされていた候補者Xについて、末期がんに冒されていて1年ほどの余命しかないと医者に診断されているうえ、かねてより複数の女優との特別な関係が噂されており、このような人物は激職でかつ権威ある首相にはふさわしくないと主張する記事を掲載した総選挙特集号を投票日の一週間前に発行しようとしていた。このことを知ったXは、同特集号の発行差止めの仮処分を申請した。裁判所は、仮処分命令を発することができるか。

なお、Xが末期がんに冒されていて1年ほどの余命しかないと医者に診断されていたことは事実であるが、そのことは一般に全く知られていなかった。また、特別な関係が噂されているとされた女優とは面識すらなかった。（配点：25点）



民法

Aは、その父親Bに無断で、Cから借財し、Bの実印や登記に必要な書類を持ち出して、B所有の不動産にAの債務のために抵当権を設定した。Aには、Bのほか、母親（Bの妻）D、弟Eがいる。

- (1) Bが死亡した場合の法律関係について説明しなさい。
- (2) Aが死亡した場合の法律関係について説明しなさい。

(配点：25点)

刑 法

甲と乙は高校以来の友人であったが、定年退職後は一緒に旅行をするようになり、あるとき旅行先で、Xが経営し、自ら調理・サービスを行うレストランに入り、食事をした。注文した料理は二人合わせて7600円で、二人は、これまで同様に割り勘で支払うつもりでいたが、料理をおおよそ食べ終わったところ、Xが「先程のお釣りでございます。」と言って5500円と領収書を甲らの卓^{テーブル}に持って来た。これは、レストランの別の卓で食事をしていたYが、4500円（税込み）の食事代を1万円札で支払った釣り銭を、Xが誤って甲らのところに持って来たものであった。

甲は、これらの事情に気がついたが、手持ちの現金が少なくなったこともあり、この5500円をもらってしまおうと考え、Xに「はい、どうも。」と答えてこれを受け取った。乙は、甲とXのやり取りを見て甲の意図を察知したが、「ここで黙っていれば、あとで甲から一部を分けてもらって、孫に土産でも買ってやれるだろう。」と考えて、何も言わずにいた。さらに乙は、Xが甲、乙の食事代の支払が済んだものと考えていることを利用して、そのままレストランから立ち去ることを思い付き、甲に「すぐ店を出よう。」と言ってレストランの出口に向かって歩き出し、給仕をしていたXに「ご馳走様。」と呼び掛けた。Xは「ありがとうございました。」と答えたので、甲もこの状況を利用して立ち去ろうと考え、乙についてレストランを出て、共に宿泊先のホテルに帰った。

甲及び乙の罪責を論じなさい。

(配点：25点)